

BUSINESS ACCOUNT 規定 新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
<p>第 2 条 預金口座取引</p> <p>一般規定第 1 条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 預金口座開設にあたり、一般規定第 2 条（取引時確認）に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、一般規定第 17 条（<u>解約など</u>）第 3 項アからコ号の各号に 1 つでも該当した場合、一般規定第 18 条（反社会的勢力の排除）第 1 項アからカ号および第 2 項アからオ号に 1 つでも該当した場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は普通預金口座開設をお断りできるものとします。</p>	<p>第 2 条 預金口座取引</p> <p>一般規定第 1 条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3. 預金口座開設にあたり、一般規定第 2 条（取引時確認）に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、一般規定第 17 条（<u>解約、制限</u>）第 3 項アからス号の各号に 1 つでも該当した場合、一般規定第 18 条（反社会的勢力の排除）第 1 項アからオ号および第 2 項アからオ号に 1 つでも該当した場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は普通預金口座開設をお断りできるものとします。</p>